

社会的養護経験者へのヒアリング結果

1 目的

子どもの最善の利益を確保するため、社会的養護の下で育った子ども等から、一時保護所や施設での生活の中で感じたことや、自立に向けて必要な支援制度や支援方法の在り方等について聴取し、本市事業や児童相談所の業務に反映させる。

2 実施日時

令和3年3月1日～3月16日

3 対象者

児童養護施設または里親への措置、委託経験者 3名（現在措置中の者を含む。）

4 実施形式

対象者が指定する場所で弁護士が直接聴取

5 ヒアリング結果

【総括】

○児童相談所との関わり

・児童相談所職員（一時保護所職員を含む）の関わり方については特に目立った意見はなかったが、一時保護所内でのルールに対して改善を求める意見があった。

○施設生活や施設職員との関わり

・施設内では子どもの権利は守られ、職員との関係も良好であり、一定の制約はあるものの概ね自由に生活できていると考えられる。

○権利擁護

・施設職員は、日常生活から進学・就職に関する進路相談まで、子どもに寄り添って親身に関わるなど、子どもとの信頼関係を構築していると考えられる。

○その他

・社会的養護自立支援コーディネーターは丁寧に対応している。一方で、措置解除後、施設を退所して一人暮らしすることに対する不安の声が多かった。

※ 詳細については、非公開（児童福祉部会 委員限り）資料のとおり。